

2014 年 4 月 14 日

内閣総理大臣  
安倍 晋三様

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子  
実生 律子  
山口みつ子

## 武器輸出を解禁する「防衛装備移転三原則」 の閣議決定を直ちに撤回すること

安倍内閣は 4 月 1 日、武器輸出三原則を廃止し、武器や関連技術の海外提供を解禁する「防衛装備移転三原則」を閣議決定しました。これまでも武器輸出三原則は、「ミサイル防衛」の日米共同開発や第 3 国への輸出容認など「例外」規定を設け、形骸化がすすめられてきましたが、今回の閣議決定は国会審議もないまま、日本国憲法の平和主義を根本から覆す行為であり、とうてい許されるものではありません。

これまでの「武器輸出三原則」は、日本の武器や軍事技術が海外の戦場で使われることにより、国際紛争を助長しないよう輸出を禁止する政策であり、憲法とともに日本の平和主義の象徴でありました。

政府自身 1981 年の衆参両院の国会決議で「武器輸出三原則は、日本国憲法の平和理念である平和国家としての立場である」と表明し、私たちもそれを支持してきました。

外務省が 2008 年に発行したパンフレットには、「(日本は) 武器輸出三原則に基づき、原則として武器輸出を行なっていません。輸出を前提とした軍需産業もありません。国際社会に小型武器問題が提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて国際社会をリードしています」と明記しているにもかかわらず、安倍内閣はアメリカと日本の軍需企業の利益をはかり、世界に誇る平和主義を葬り去ったのです。

新原則は、これまで輸出禁止の対象とされた国際紛争の「恐れのある国」が削除されるなど、国際紛争の助長につながる危険性が限りなく増大するものです。

安倍首相の言う「積極的平和主義」の本質を露呈し、紛争の解決には決して武力を使わないとする日本国憲法 9 条とはまったく相容れません。

戦争につながる武器輸出解禁につよく抗議するとともに、重ねて以下のことを強調します。

日本国憲法第 9 条に反する「防衛装備移転三原則」の閣議決定をただちに撤回すること